

## 1. 各国の概要

本報告書は、アメリカ合衆国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国<sup>1</sup>における、公文書管理担当機関の組織・体制及び公文書管理制度の運用実態、そして地方の公文書管理制度について文献調査及び現地調査を行った結果を整理したものである。

各国の詳細については2章以降に記述するが、本章においては各国の概要について整理するとともに、本報告書を読み進める上で必要と思われる公文書管理に関する基本的事項及び用語等についても整理を行う。

### 1.1 アメリカ

アメリカの連邦政府機関における公文書管理は、NARA（National Archives and Records Administration（アメリカ公文書記録管理院））が所掌している。具体的には、連邦政府機関における記録管理に関する監督や政策立案、連邦政府記録の中間保存及び評価選別並びに移管後の保存等について所掌している。

アメリカの評価選別は、各連邦政府機関に共通して作成される記録の取扱いを定めたGRS（General Records Schedules）に従うもののほか、連邦政府機関からシリーズごとにNARAに申請し個別に承認を受けたRS（Records Schedule）に従うものがある。

アメリカの評価選別の概要を図1-1に示す。

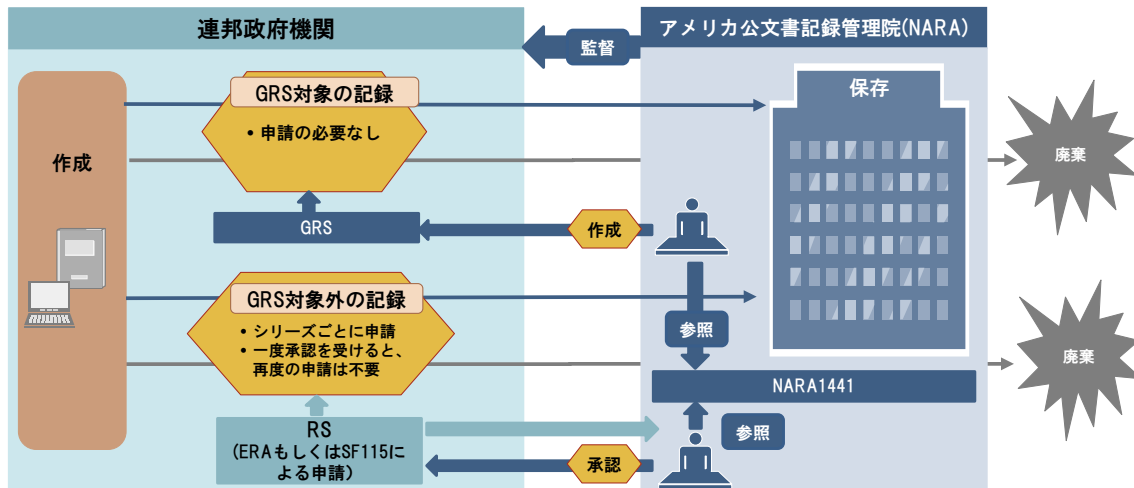


図 1-1 アメリカにおける評価選別システム

<sup>1</sup> 以下、それぞれ、単に「アメリカ」「イギリス」「フランス」「ドイツ」「イタリア」という。

### 1.1.1 公文書管理担当機関及び公文書館の組織・体制

アメリカは連邦制国家であり、連邦政府と各州の行政は独立して行われている。

連邦政府は大統領をトップに、15の省と56の独立行政機関と呼ばれる機関から成り立っており、NARAは独立行政機関の一つである。

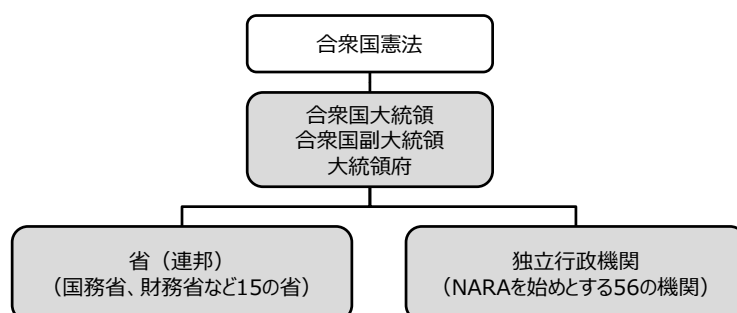


図 1-2 アメリカ連邦政府機関の概要<sup>2</sup>

#### (1) 公文書管理担当機関及び公文書館の権限・機能

NARAは、連邦政府機関の現用記録管理に関する監督や、移管された記録の収蔵などを行う独立行政機関であり、その長である合衆国アーキビストは、大統領の指名により決定されている。

NARAの組織権限は、合衆国法典44編等に定められている。

NARAの組織は図1-3のとおりである。人事や広報等を担うスタッフ部門と記録管理行政に関する実際の業務を所掌する実務部門に大別することができる。

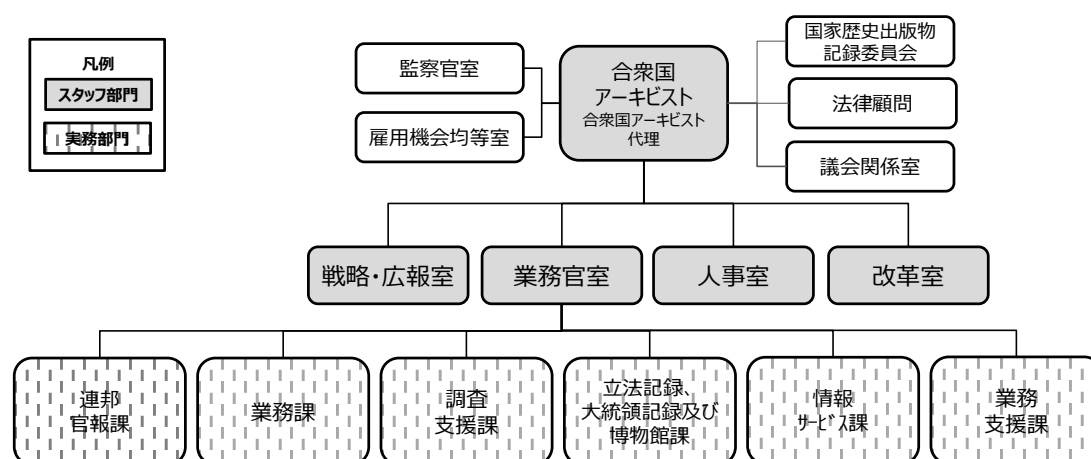


図 1-3 NARA 組織図<sup>3</sup>

<sup>2</sup> 各種資料を基に、三菱総合研究所作成。

<sup>3</sup> 次の資料を基に、三菱総合研究所作成。NARA HP (<https://www.archives.gov/about/organization/>)

## (2) 公文書管理担当機関の構成

NARAの本館は、首都ワシントンD.C.に所在するアーカイブⅠ及び隣接するメリーランド州に位置するアーカイブⅡである。その他、全米に12の分館、16の中間書庫、15の大統領図書館が所在している。(図 1-4)



図 1-4 NARA 本館

職員数は、2014年1月現在、実員で3,112名である。そのトップである合衆国アーキビストは、アーキビスト等の専門人材とは限らず、図書館司書や歴史学者、政治家などその経歴は多様である。

一般職員は、大学等で、記録管理に関する専門教育を受けたいわゆるアーキビストと、その他、記録管理の実務等を行う職員に大別される。

教育については、NARA内でのOJT等により実施されているほか、連邦政府記録を取り扱う担当者向けに「Areas of Knowledge」と呼ばれるトレーニングプログラムがNARAにより実施されている。

### 1.1.2 公文書管理制度の運用実態

#### (1) 文書評価選別事務の実態

NARAにおける評価選別は、大きく二つに分けられる。

第一に、各連邦政府機関において横断的に作成されると思われる人事や財務等に関する記録について保存期間や廃棄、移管の別をあらかじめ定めたGRSに従って行われるものである。第二に、各連邦政府機関の固有業務等、個別にNARAに申請の上許可を受けたRSに従って行われるものである。

<sup>4</sup> 出典：(<https://www.archives.gov/dc-metro/washington/>)

<sup>5</sup> 出典：現地調査時に、三菱総合研究所撮影。

後者の申請は、従来 SF115 (Standard Form 115) と呼ばれる様式により処理されていたが、現在は、RS の作成から、記録の移管、保存、閲覧に至るまで一連の記録管理を担うシステムである ERA (Electronic Records Archives (電子記録管理システム)) によるものへと移行中である。

こうした GRS の作成や RS の承認を行う評価選別担当者は、NARA1441 と呼ばれる大枠の評価基準を定めたものや、類似記録に対する措置等を参考にしながら業務にあたっている。

GRS は現在、統一的な分類方針によるものへと再編成を行っている途中である。

評価選別担当者について、アメリカの場合特段の学歴や職歴の要求事項はない。

## (2) 電子文書の整理や長期保存、民間保有文書の保護の実態

アメリカの電子記録の定義は、合衆国法典に定められているが、近年の法改正により、記録の定義について例示列举型から、より柔軟な解釈を可能とするものへと変化している。その上で、法的安定性を確保する観点から合衆国アーキビストに「記録」の定義を決定する権限を認めている。

### **改正後の合衆国法典 44 U.S.C. 3301 における記録の定義**

その形態や物理的性状を問わず、連邦法または公的業務の遂行に関して、連邦政府機関において作成または受領されたもので、連邦政府機関及びその後継組織によって組織、機能、政策、決定、手順、業務、またはその他の政府活動の証拠として、あるいはその記録が有する情報的価値のため、保存されまたは保存されることが適当とされるすべての記録。

アメリカでは、電子記録に関する法律、規則のほかに公示により NARA の方針が示されている。例えば、電子記録のカテゴリーごとに NARA で受け入れ可能なフォーマットを示している。また、前述のとおり ERA が開発されている。

## (3) 口述記録（オーラルヒストリー）等

NARA には、オーラルヒストリーの収集の担当官が 2 名ほど勤務している。主に NARA 自体の歴史や出来事を記録するために実施されており、その規模は小さいものである。

### 1.1.3 地方の公文書管理との関係

#### (1) 地方の公文書管理等との役割分担（法令等により規定された内容）

アメリカは連邦制国家であり、州以下と連邦政府はそれぞれ独自の行政を行っている。

公文書管理についても同様であり、州以下の地方においては独自の取組が行われており、連邦政府の関与を明示的に規定する法令は無いが、NARA の機関の一つである NHPRC (National Historical Publications & Records Commission (国家歴史出版物記録委員会)) が交付する補助金の中には、地方での記録管理に関する取組に対して交付されるものがある。

## (2) 地方の公文書管理等との連携の実態 (法令や権力関係によらない協力)

法令や権力関係によらない NARA と地方との連携については、属人的又は個人的なものあり、組織として推進・実施されているものではないが、前述の NHPRC が AASLH (The American Association for State and Local History (州及び地方アメリカ歴史協会) 等の各種協会等) と連携した活動を行っている。

## 1.2 イギリス

イギリスにおいては、TNA (The National Archives (イギリス国立公文書館)) が政府記録管理における中心的な役割を担っている。

TNA は、DCMS (Department of Culture, Media and Sport (文化メディアスポーツ省)) が所管する執行機関に該当し、政府記録管理に関する監督業務や、記録の保管・修正・展示等の業務を行っている。

イギリスでは、1950 年代以来、グリッグシステムと呼ばれる 2 段階の評価選別の仕組みが長く行われてきたが、新しい評価選別の仕組みが現在取り入れられている。

イギリスにおける評価選別の概要を図 1-5 に示す。

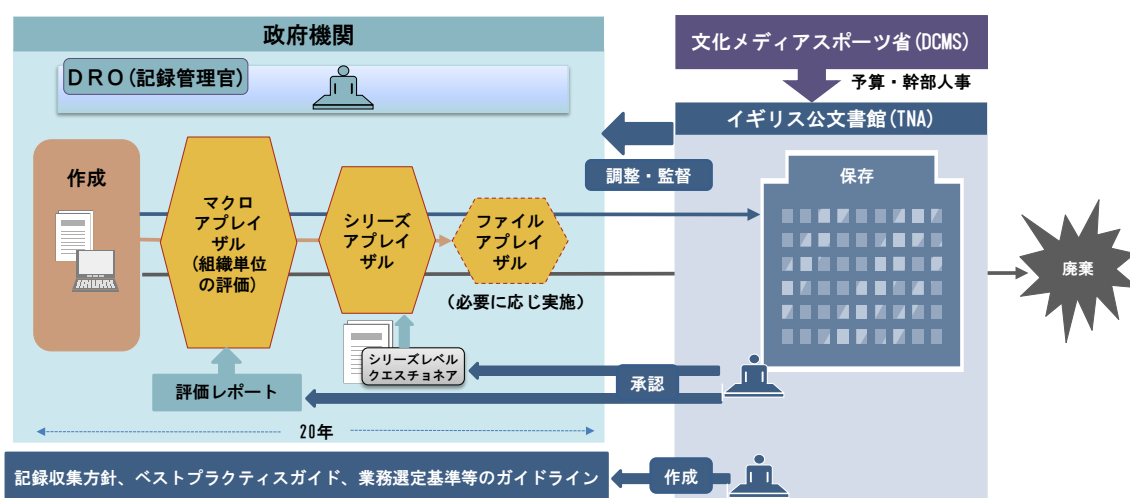


図 1-5 イギリスにおける評価選別システム

### 1.2.1 公文書管理担当機関及び公文書館の組織・体制

イギリスの政府機関は、閣僚である閣内相が長を務める大臣省と閣外相が所管する非大臣省の 2 つに区分される。さらに、省から独立して関連業務を執行する執行機関も存在する。TNA は非大臣省であるとともに、DCMS の執行機関に位置づけられる。

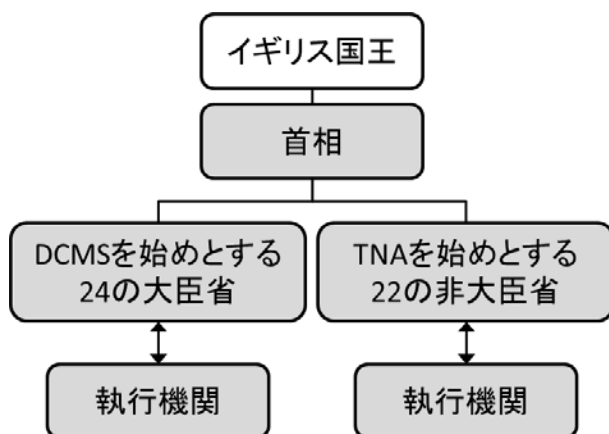


図 1-6 イギリスの政府機関の概要<sup>6</sup>

### (1) 公文書管理担当機関及び公文書館の権限・機能

TNA は、1838 年に設立された PRO (Public Records Office (公記録局)) を母体として  
いる。その後、1958 年公記録法 (The Public Records Act 1958) により、政府記録の定  
義が明確化され、PRO と政府機関との役割の分担が示された。また、イギリスにおいては、  
執行機関の長は大臣と枠組み協定書と呼ばれる一種の契約を定めることとされており、TNA  
はその枠組み協定書に記された事務の執行責任を有する。

### (2) 公文書管理担当機関の構成

TNA は、最高経営責任者 (CEO) である館長をトップとして、6 つの部署から構成されて  
いる。

TNA の組織図を図 1-7 に示す。

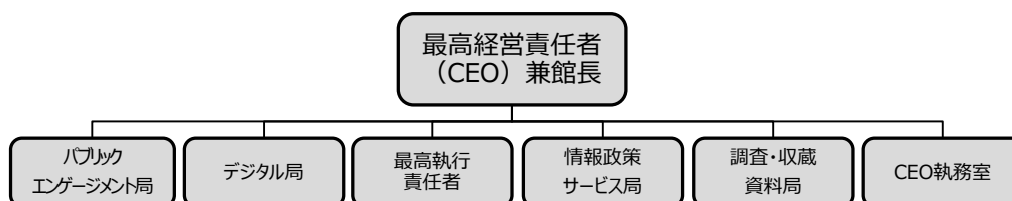


図 1-7 TNA 組織図<sup>7</sup>

TNA は、ロンドン市内テムズ川南岸のキューガーデン近隣の敷地に位置しており、図  
1-8 の写真の左側が旧館、右側が新館である。

<sup>6</sup> イギリス大使館 HP (<https://www.gov.uk/government/organisations>)

<sup>7</sup> TNA HP (<http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/organisation-chart.ppt>)  
以下、本項に掲げる各局の組織図も本資料に拠る。



図 1-8 TNA 本館<sup>8</sup>

TNA の職員は 2015 年の実員ベースで 609 名である。そのトップである TNA 館長は、アーキビストとしての専門教育を受けていることを必ずしも求められていないが、歴史・アーカイブに関する知見やリーダーシップといった資質を有することが求められる。

一般職員はほかの政府機関職員同様、国家公務員任用委員会による公募によって採用されている。

教育については、OJT のほか、人事部門が開催する各種講演や教育プログラム等によって能力向上の機会が確保されている。また、大学学位の取得を目的とする職員が利用できる基金も用意されている。

## 1.2.2 公文書管理制度の運用実態

### (1) 文書評価選別事務の実態

イギリスの評価選別は、グリッグシステムと呼ばれる二段階方式による評価選別で行われてきた。

グリッグシステムでは、記録の作成から 5 年目の段階で一次評価が実施される。そして、記録の作成から 25 年目の段階で、二次評価が実施され、移管価値があると判断された記録は、記録作成から 30 年以内に TNA に移管される。

グリッグシステムの概要を図 1-9 に示す。

<sup>8</sup> 出典：現地調査時に、三菱総合研究所撮影。



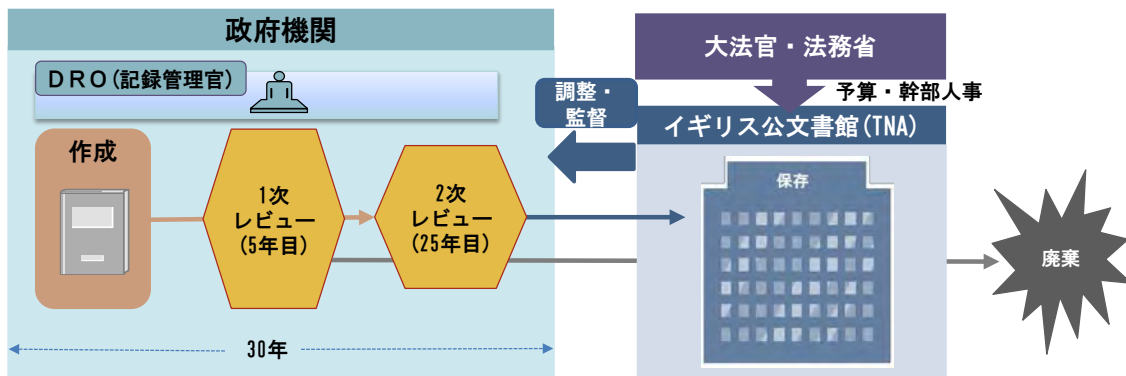


図 1-9 グリッグシステムの仕組み<sup>9</sup>

ただし、近年、グリッグシステムは、ファイル単位で評価を行うことの非効率性、電子記録の増加等の理由からその実行が難しくなっている。そのため、新たな評価選別システムが取り入れられており、その概要は、図 1-5 のとおりである。

新たな評価選別システムでは、まず、組織レベルでの評価（マクロ・アプレイザル）を行った上で、具体的にどの記録が移管する価値の高い記録かをシリーズ単位で評価することとしている。

TNA が作成する各種ガイドラインは、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 TNA が作成するガイドライン

タイトル	内容
記録収集方針	政府記録の収集に関して基本的な方針を定め、4つの基準を示している。
ベストプラクティスガイド	記録収集方針を実行するための補助として、33の選定基準を示している。
業務別選別基準（OSP）	特定の政府機関の機能や、複数の政府機関にまたがる記録の評価選別について、より詳細なガイダンスとなる文書。59冊が作成・公開されている。

TNA における評価選別担当者については特段の資質は求められていないが、政府機関の業務特性への理解が求められている。

<sup>9</sup> 次の資料を基に、三菱総合研究所作成。TNA 「Best practice guide to appraisal and selecting records for The National Archives」

## (2) 電子文書の整理や長期保存、民間保有文書の保護の実態

イギリスでは、電子記録に関して法律や規則で明確な定義は定められておらず、各政府機関において記録の保存様式について決定すべき旨が規則により規定されている。

長期保存のフォーマットについては、ガイドラインレベルでもフォーマットの選択に関する一般的な考え方を示すに留まっており、ファイルフォーマットの指定等も行われていない。

また、電子記録管理システムは各政府機関独自で開発され、TNA ではそれらのシステムで作成管理されるいわゆるボーンデジタル記録を、ネットワーク経由で受け入れる取組を試行的に実施している。

民間保有文書の保護については、NRA (National Register of Archives (全国アーカイブ登録局)) と呼ばれる TNA の配下の組織がイギリス各地の歴史史料の所在情報の収集を行っており、その成果は TNA ホームページ「Discovery」により広く一般に提供されている。

## (3) 口述記録（オーラルヒストリー）等

TNA では特段のオーラルヒストリーの収集活動を行っていないが、前述の Discovery 等を通じて、口述記録の所在情報を提供している。

### 1.2.3 地方の公文書管理との関係

#### (1) 地方の公文書管理等との役割分担（法令等により規定された内容）

地方政府における記録保存は前述の公記録法ではなく、地方政府法により定められており、地方の公文書館は地方政府の予算、人員で運営されている。このため、TNA との特段の指揮命令関係はない。

#### (2) 地方の公文書管理等との連携の実態（法令や権力関係によらない協力）

TNA の戦略プロジェクトチームが、地方政府協会の協力を得ながら様々な活動を行っている。